

○豊中市における健康増進法に関する事務処理の手引き

平成 24 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 この手引きは、健康増進法施行令(平成 14 年政令第 361 号)及び健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)に定めるもののほか、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設に係る事業の開始の届出)

第 2 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設等開始届出書(様式第 1 号)により行うものとする。

(特定給食施設に係る届出事項の変更の届出)

第 3 条 法第 20 条第 2 項前段の規定による届出は、特定給食施設等届出事項変更届出書(様式第 2 号)により行うものとする。

(特定給食施設の休止等の届出)

第 4 条 法第 20 条第 2 項後段の規定による届出は、特定給食施設等廃止(休止)届出書(様式第 3 号)により行うものとする。

(管理栄養士を置かなければならない特定給食施設としての指定通知)

第 5 条 法第 21 条第 1 項の規定にあてはまる施設には、法第 21 条第 1 項に基づく指定通知書(様式第 4 号)により指定番号とともに管理栄養士を置かなければならない施設であることを通知するものとする。

(管理栄養士を置かなければならない特定給食施設としての指定解除通知)

第 6 条 前条により通知を受けた施設が、管理栄養士を置かなければならない施設として該当しなくなった場合は、法第 21 条第 1 項に基づく指定解除通知書(様式第 5 号)によりその旨を通知するものとする。

附 則

この手引きは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この手引きは、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

この手引きは、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この手引きは、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この手引きは、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。